

令和２年度 第３回聖籠町補助金等評価調査委員会 議事要旨

日時：令和２年１０月１２日（月）午後２時５５分から午後４時３５分まで

場所：聖籠町役場３階 大会議室

出席委員：穴戸委員、横山委員、鈴木委員、佐野委員、田中委員、島村委員、阿部委員

事務局：高松副町長、高橋総合政策課長、齋藤係長、宮下主任

次 第

１ 開会

２ 議事

（１）補助金等の今後のあり方及び見直しの考え方について

３ 閉会

前回の振り返り

- 事務局から資料№.１－１「会議内容及び日程について」、資料№.１－２「補助金の予算編成過程」、資料№.１－３「令和２年度 補助金等個別事業の概要」説明

議事（１）補助金等の今後のあり方及び見直しの考え方について

- 事務局から資料№.２－１「補助金等の今後のあり方及び見直しの考え方について」、資料２－２「令和２年度 補助金等カルテ」、資料№.２－３「令和２年度 政策評価シート（令和元年度政策に対する評価）」説明

委員長 資料№.２－１の P1 の補助金等適正化の視点（判断基準）案として８つあげられているが、より少ない視点で判断できるよう、集約してはどうか。

具体的に言えば、５番目の「妥当性」は他の自治体と比較して妥当かどうか判断するものだから「公平性」として集約が可能。次の「受益者負担」についても「公平性」に集約できる。「政策的優先度」については、政策とは町が決めるものであり、委員会で評価することではないため判断する視点にはならない。また、民間にゆだねることができないのかという視点は、「公益性」として集約可能。最後の「社会情勢適合性」は、当然ニーズに基づいて補助事業が創設し、それが今日まで継続しているから補助事業が廃止されていないと考えると、将来的な社会情勢を踏まえて判断するしかないの、これは「将来性」として集約できるのではないかと考える。集約していくと、残るのは「公益性」、「公平性」、「将来性」、「費用対効果」なのではないか。

総合政策課長　　ごもっともな意見。重複しているものや補助金等の見直しとしてなじまない判断基準もあるので、整理していこうと思う。

委員　　資料№.1－3の生活環境課の8番目「聖籠町管理不全空き家除却費補助金」とあるが、町外の知人が聖籠町で空き家を探していたが、うまくいかなかったと聞いている。

委員長　　事業の目的を達成するのに、補助制度という手法が妥当なのかどうか、代替手段はないのかということも、「妥当性」の判断基準の中に加えたい。

委員　　資料№.2－2「令和2年度 補助金等カルテ」だが、担当課による評価のところは、主観ではなく、数字などで示して客観的に評価してもらいたい。

委員長　　たしかに、評価というものは、担当課以外の者がつけたものこそが客観的であり、意味がある。委員が無記名で評価をし、点数化するのであれば、まだ意味があるかなと思うが、このやり方だと、点数が高止まりするのではという懸念がある。

事務局　　言葉足らずで申し訳ない。まずこのカルテは、あくまでも補助事業の概要を説明するものであり、評価するにあたっての手掛かりにしてもらうことが目的である。委員の方には、別途用意するチェックシートを記入してもらうことを考えている。

委員　　以前開催された聖籠町補助金等評価調査委員会について、どういった経緯をたどったのか教えてほしい。

事務局　　まとめる段階で、委員長が不在となり、対外的な形ではまとめられなかった。最終的には副委員長が委員長代理としてヒアリングを行い、評価をしたが、町としての見直しができたものとできなかったものがあった。

副委員長　　当時の委員会としては、委員長の一方的な流れで決まっていくような進形で、途中で委員長が不在となり、それから長い間委員会は開かれなかった。しかし、まとまりつつあった基準をもとに、副委員長が委員長代理を務め、当初のチェックシートに基づきながら、ヒアリングを行った。ただ、基準が曖昧なところもあり、突っ込んだところまで決まっていなかったのが事実。

事務局　　当委員会では、町民が納得できるような形でまとめたいと思いますので、忌憚のないご意見を頂戴できれば。

委員　　提案公募型補助金というのは大変よいと思う。ただ、公募型だから、多数応募がきたときに、評価方法はこういった形になるのか。

事務局　　本町では、これまで実績がないため、評価方法は定まっていない。私案ではあるが、外部が一番よいが、対外的に説明できる評価基準で示すことができれば、外部の委員会がなくても評価することは可能なのではと考える。

副委員長　　内部で検討するには大変だと思う。やはり学識経験者を含めた外部の委員会とった方がよいように思う。

委員長 3つのやり方がある。1つ目は、学識経験者などを集めた外部の評価委員会を設置して評価するやり方。2つ目は、町の幹部で組織した委員会を設置して評価するやり方。3つ目は、無作為に抽出した住民に評価してもらうやり方。これはすでに他自治体で実施されている手法で、やり方としてはいろいろあるが、基本的には公募申請団体がプレゼンテーションを行い、競わせて、それを住民が評価するという方法。住民により自主的・主体的に町づくりに関わってもらうためのきっかけづくりとして、提案公募型補助金を活用している自治体はある。

委員 補助制度の創設時にはそれなりの検討を行っているとは思いますが、できるだけ無駄のないよう、住民ニーズに見合った事業を展開してほしい。

委員長 そうした意見も、評価判断の基準のひとつとして加えましょう。

副委員長 サンセット方式はとてもよい。ただ、短期間で明確な結果が得られるようなものだったらよいのだが、例えば、果樹栽培振興などの場合、効果がみえるのに7年～10年かかるものもある。

委員長 たとえば、3年～5年を標準とするけれど、それ以外の特殊事情がある場合は、これよりも長くさせることもできるというのは可能だと思う。

委員 資料No.1－3「令和2年度 補助金等個別事業の概要」は公表されているか。

総合政策課長 主な事業については、ピックアップして広報号外として公表している。

委員 我々委員としては、委員会で評価した結果がどう反映されているのか、最終的な結果について知りたい。情報の開示の仕組みをしっかりと構築してほしい。

副町長 最終的な結果については、委員の皆様については、当然お知らせするつもりである。個別の補助事業の評価結果のホームページでの公表については、検討させていただきたい。

委員長 次回の委員会では、これまで審議してきた内容を補助金等見直しの軸として、補助金等適正化に関する基本方針にまとめ、これを審議し、町に対しての中間答申としたい。

(文責：聖籠町補助金等評価調査委員会事務局。事後修正する場合があります。)